

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）

（人事課）

一 趣旨

埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設する等するための改正

二 内容

（一） 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を持つ職員を対象に、一日の勤務時間のうち二時間を超えない範囲内で取得可能な休暇の新設

（二） 規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日